

(案)

「別 記」

令和6年村上市条例第 号

村上市議会委員会条例の一部を改正する条例

村上市議会委員会条例（平成20年村上市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改め、同項第3号中「7人」を「6人」に改め、同項第4号中「22人」を「20人」に改める。

第7条第2項中「10人」を「8人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の村上市議会委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される村上市議会議員一般選挙後の村上市議会議員の任期の始まる日から適用し、同日前の委員の定数については、なお従前の例による。

議員発議第 号 村上市議会委員会条例（平成20年村上市条例第260号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略) (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 <u>7人</u> 議会事務局、総務課、財政課、企画戦略課、会計管理者、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(支所において所管する事項を含む。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 経済建設常任委員会 <u>6人</u> 農林水産課、地域経済振興課、観光課、農業委員会、建設課、都市計画課及び上下水道課の所管に関する事項(支所において所管する事項を含む。)</p> <p>(4) 一般会計予算決算常任委員会 <u>20人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項</p> <p>第3条～第6条 (略) (資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>8人</u>とする。</p> <p>第8条～第31条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 <u>8人</u> 議会事務局、総務課、財政課、企画戦略課、会計管理者、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(支所において所管する事項を含む。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 経済建設常任委員会 <u>7人</u> 農林水産課、地域経済振興課、観光課、農業委員会、建設課、都市計画課及び上下水道課の所管に関する事項(支所において所管する事項を含む。)</p> <p>(4) 一般会計予算決算常任委員会 <u>22人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項</p> <p>第3条～第6条 (略) (資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>10人</u>とする。</p> <p>第8条～第31条 (略)</p>